

1 同和問題

| | 具体的施策 | 施策の内容 | R4 事業計画 |
|---|-------------|--|---|
| ① | 学校教育の取組 | <p>①すべての学校等において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。</p> <p>②各種研修会への参加や校内での研修によって教職員等の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。</p> | <p>○人権・同和教育の視点から授業研修を行う。</p> <p>○市教研の人権・同和教育部会と連携し、公開授業を企画し、教職員の研修の場とする。</p> <p>○児童生徒支援加配推進者による定期的な研修を通じた成果を各小中学校に広げる。</p> |
| ② | 社会教育の取組 | <p>①各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。</p> | <p>○益田市地区人権・同和教育推進協議会の啓発活動を支援する。</p> <p>○人権標語啓発塔の改修を行い、地域住民への人権意識の向上に努める。</p> |
| ③ | 啓発・広報活動の推進 | <p>①人権センターを核とし、社会教育団体、教育・研究団体、企業、NPO法人等、地域の人権団体と連携し、各種講演会、イベント等の企画、啓発・広報活動に努めます。</p> | <p>○人権・同和教育講演会や研修会を開催する。</p> <p>○学校単位のDVD研修を継続し人権問題に対する意識を深める。DVDテーマの設定は、様々な人権課題の中から人権センターで設定する。</p> <p>○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した啓発活動を実施する。</p> <p>○第11回「いのち・愛・人権」展を通して、市民団体、行政機関等が一体となり、差別をなくす取組みを地域に働きかける。</p> |
| ④ | 人権センター事業の充実 | <p>①人権センターにおいて、安心して相談ができる場として、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、人権問題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。</p> <p>②「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るための職員研修や関係機関との連携をさらに進めていきます。</p> | <p>○生活総合相談や各種専門機関等の相談会を実施する。</p> <p>○行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催し、相談担当者の資質の向上と連携の強化を図る。</p> <p>○相談体制の充実を図るため職員研修に積極的に参加し職員の資質向上に努める。</p> |

2 女性

| | 具体的施策 | 施策の内容 | R4 事業計画 |
|---|-------------------|--|---|
| ① | 人権尊重の意識づくり | <p>①性別に関わりなく、個人としての人権をお互いに尊重する意識を高めるため、研修会をはじめ啓発に取り組みます。</p> <p>②男女平等をはじめ、性別に関わりなく、個性と能力が発揮できるよう、差別しない、差別を許さない教育を進めます。</p> <p>③性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。</p> | <p>○男女共同参画週間に関係機関と連携してDV防止等に関する啓発を行う。</p> <p>○性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための講座、研修を行うとともに、パネル展示、ポスター掲示、リーフレット及びパンフレットの配布、男女共同参画通信の発行等様々な媒体を通じた啓発活動に努める。</p> <p>○男女共同参画啓発情報誌～なんと素敵なパートナーシップ～を発行する。</p> |
| ② | 女性に対するあらゆる暴力根絶の取組 | <p>①暴力は、重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つけ、自立や自由を妨げることを認識し、理解を深めるために研修会をはじめ啓発に取り組みます。</p> <p>②若年層からのデートDV防止等の「暴力を生み出さない、許さない」ための未然防止教育を進めます。</p> <p>③DV被害を深刻化させないためにも、相談しやすい体制づくりと周知に努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。</p> | <p>○市内の各小中学校内においてデートDV未然防止の取組が実施できるよう、学校との連携を図る。また、教職員対象の研修会等を開催する。</p> <p>○男女共同参画週間に関係機関と連携してDV防止等に関する啓発を行う。(再掲2-①)</p> <p>○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加やパンフレット等の配布を行う。</p> <p>○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加する。</p> |
| ③ | 働きやすい職場づくり | <p>①事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。</p> <p>②セクハラやマタハラ防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。</p> <p>③仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。</p> | <p>○関係機関からのパンフレットなどを事業所に配布し啓発を促す。</p> <p>○企業等が構成する会の集会等において、働き方や労働環境に関する情報提供を実施する。</p> |

3 子ども

| | 具体的施策 | 施策の内容 | R4 事業計画 |
|---|------------------------|---|---|
| ① | 社会みんなで子育てのよるこびを分かち合う取組 | <p>①家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。</p> <p>②地域全体で包括的に子育てに取り組む環境や意識が確立するよう周知を図り、地域の中で安心して仕事と子育てを両立するための支援を行います。さらに、子育て世帯が育児に専念できるように、企業等に育児休業をはじめとした制度創設やその制度が利用しやすい環境づくりなどの啓発活動を推進します。</p> | <p>○乳幼児健診の実施 発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や子育て相談を行う。</p> <p>○乳幼児発達支援事業(発達相談)の実施 発達支援を必要とする就学前の幼児に対し、専門医師等による相談を実施し、支援方法について方向付けを行う。</p> <p>○子育て世代包括支援センター 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し相談に対応するとともに、必要な支援の調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する。</p> <p>○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の周知を図り、子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりを推進する。</p> <p>○関係機関からのパンフレットなどを事業所に周知する。</p> |
| ② | 子どもの権利条約などの理解推進に向けた取組 | <p>①保護者、地域住民、教職員等に「子どもの権利条約」などの内容が広く理解されるように教育・啓発を進めます。</p> <p>②「子どもの権利条約」などについて、実生活の具体的な場面を取り上げて児童生徒の人権について考えさせるなど、児童生徒自らが人権意識を高められるような実践を行います。</p> | <p>○人権教育に係る公開授業等に学校評議員をはじめ、地域の方々を招く。</p> <p>○子どもの人権侵害に対する正しい認識や対応の仕方についての指導を行う。</p> |

| | | | |
|---|---------------------|--|--|
| ③ | 体罰・虐待の根絶に向けた取組 | <p>①体罰や虐待は絶対に許されない重大な人権侵害であることを子育て中の方、その周囲の方、教育・保育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方が認識し、人権意識を高めることにより、日頃から子どもとの信頼関係の構築に取り組みます。</p> <p>②要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。</p> <p>③虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。</p> | <p>○関係機関との連携による支援 支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会と関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担をしながら連携して支援を行う。</p> <p>○リスクのある家庭への早期支援 各機関との連携強化や相談支援体制の充実を図りながら、虐待やリスクを抱える家庭を早期に発見し、適切な支援に繋げる。</p> <p>○虐待防止に関する啓発 11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止に向けた取組を行う。</p> <p>○年間を通して、定期的に学校訪問を行い、各校の取組を支援する。</p> <p>○管理職に向けて体罰の根絶について研修を行い、校内の教職員に対しての指導を充実させる。</p> |
| ④ | いじめの未然防止・早期発見に向けた取組 | ①益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめの未然防止、早期発見及び早期対処に取り組んでいきます。 | <p>○益田市いじめ防止基本方針の周知と未然防止・早期発見を図る。</p> <p>○市内各学校にいじめの早期発見を目的としたアンケート調査や教育相談の機会を設けるように働きかける。</p> <p>○市内の小中学校において「アセス（学校環境適応感尺度）」を実施し、分析を行い児童の実態把握や支援に生かす。</p> |
| ⑤ | 子どもの貧困に対する支援 | <p>①すべての子どもが家庭環境や経済状況に影響されず、教育の機会を得るために、学習環境の支援や子どもの学ぶ意識の向上を図り、教育の機会均等を確保します。</p> <p>②生活が困難な子どもやその家族が社会的に孤立に陥ることがないように支援の充実を図ります。</p> <p>③生活の安定と向上に資するよう、所得の増加や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。</p> | <p>○島根県社会福祉協議会を中心に県内各関係機関及び庁内関係部課との協力、連携を進め、子どもの貧困解決に向けた取組を行う。</p> <p>○生活困窮者自立支援事業において、生活が困難な子どもやその家族が抱える課題を、関係機関と連携を図りながら課題解決に向けた支援を行う。</p> <p>○子どもの貧困の早期発見と関係機関への情報提供に努める。</p> |
| ⑥ | 情報モラル教育の推進 | <p>①児童生徒に対し、情報化社会で安全に生活するための知識や情報セキュリティに関する知識・技能を身に付けさせるとともに、情報化社会における正しい判断や望ましい態度の育成に努めます。</p> <p>②児童生徒が発達の段階に即した情報モラルを身に付けるための授業や教育活動を推進します。</p> | ○情報モラル教育研修を実施し、正しい情報を取捨選択できる能力の育成、向上に努める。 |

4 高齢者

| | 具体的施策 | 施策の内容 | R4 事業計画 |
|---|------------|--|--|
| ① | 安否確認の体制整備 | <p>①日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応していきます。</p> <p>②それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。</p> | <p>○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯（利用者）に緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応する。</p> |
| ② | 相談体制の充実 | <p>①地域包括支援センターの機能評価を行い、適切な相談対応ができるよう専門性の向上のための研修や勉強会の開催を行います。</p> <p>②民生委員児童委員をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要な人に適切に支援ができるようネットワーク充実に向けた取組を行います。</p> | <p>○地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催し、対応力向上を図る。</p> <p>○高齢者の生活支援に携わる関係機関とのネットワーク充実のため、情報共有や意見交換の機会の確保を促す。</p> |
| ③ | 生きがい活動への支援 | <p>①高齢者の健康と生きがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。</p> <p>②高齢者自らが行う、文化継承活動、体育・芸能大会、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。</p> | <p>○今年度、シルバー駅前サロンが移転しシルバーふれあいサロンに改名。高齢者の介護予防の拠点となるよう、事業の拡充を図る。</p> <p>○益田市社会福祉協議会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」を支援する。</p> |
| ④ | 介護予防事業の推進 | <p>①高齢者の生きがい活動への参加や、フレイル度チェックを通じて、自分の体の状態を知り、自ら介護予防につながる活動に参加できるような環境を整える取組を実施します。</p> <p>②高齢者の自立支援を目的とした多職種による事例検討会を行い、介護予防や重度化防止に必要な食の確保や移動手段など様々な困りごとを解決するための福祉サービス等の活用を進めます。</p> | <p>○健康増進課と高齢者福祉課で、いきいき百歳体操をしている団体に対して、フレイル度チェック、体力測定を実施。実施後のフォロー体制や環境を整え、フレイル予防を図る。</p> <p>○地域ケア個別会議を継続実施。今年度から、対象事例を要介護認定者にも広げ、自立支援に向けた事例検討を実施する。</p> |

| | | | |
|---|-----------------|--|--|
| ⑤ | 認知症への理解と支援体制の整備 | <p>①認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、認知症サポーター養成講座を開催していきます。</p> <p>②認知症高齢者やその家族にとって、必要な時に必要な支援が受けられるよう、相談窓口の周知をはじめ、見守りを目的とした配食サービスや緊急対応訪問サービスなどの情報発信を行います。</p> <p>③認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームなど、認知症の支援機関とも協力しながら、認知症高齢者とその家族を支えるネットワークを構築していきます。</p> | <p>○今年度は、働き盛り世代をターゲットに認知症に関する知識を普及する。市職員向けのサポーター養成講座を企画している外、企業への研修会やサポーター養成講座を企画する。</p> <p>○認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームは、関わった実績（件数）ではなく、関わった内容を振り返り、ネットワーク構築につなげていく。</p> |
| ⑥ | 高齢者の権利擁護に関する取組 | <p>①高齢者虐待の防止や養護者への支援について、高齢者虐待対応専門職チームからのサポートを受けながら適切な支援につなげます。</p> <p>②判断能力の低下や認知症高齢者への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。</p> <p>③高齢者の権利擁護について、住民や専門職など対象に応じた普及・啓発活動を行います。</p> | <p>○高齢者虐待への対応について、関係機関と連携を図りながら権利侵害の解決に向けた支援を実施する。</p> <p>○権利擁護（認知症の理解や高齢者虐待の防止など）に関する普及啓発の機会を設ける。</p> <p>○高齢者の状況に応じて、必要な場合は市長申立を行うなど、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行う。</p> |
| ⑦ | 消費者被害等の未然防止の取組 | <p>①高齢者をはじめとする地域住民に対して、悪質商法や詐欺などに関する情報提供や、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。</p> <p>②消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。</p> | <p>○消費者被害の未然防止につなげるため、消費生活に関する講演会や街頭啓発活動を実施する。</p> <p>○消費者相談を実施し、困難な案件などは県消費者センター石見地区相談室と連携を行い、相談者の支援に努める。</p> |

5 障がいのある人

| | 具体的施策 | 施策の内容 | R4 事業計画 |
|---|-------------|---|---|
| ① | バリアフリー社会の実現 | <p>①障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。</p> <p>②市民一人一人が障がい及び障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。</p> | <p>○益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会で協議検討し、障がいの理解啓発を進める。</p> <p>○広報、ケーブルテレビ等にて障がいに関する啓発を進める。</p> |

| | | | |
|---|--------------------|--|--|
| ② | 地域生活の支援体制の充実 | <p>①障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。</p> <p>②個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。</p> | <p>○益田市障がい者自立支援協議会を開催し、障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の協議を行う。</p> <p>○市、益田市基幹相談支援センター及び市内相談支援事業所（5事業所）で毎月相談支援会議を開催。細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。</p> |
| ③ | 自立と社会参加の促進 | <p>①障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、自立した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。</p> <p>②「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、各種関係機関と連携を図りながら、市内企業において障がいのある人の雇用の促進と働きやすい職場環境の整備について推進します。</p> <p>③障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。</p> | <p>○益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会と連携し、就労事業所説明会を実施する等就労社会参加の推進を図る。</p> <p>○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加促進を図る。</p> |
| ④ | 障がいのある人の権利擁護に関する取組 | <p>①障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と養護者への支援を行います。</p> <p>②判断能力が不十分な障がいのある人への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。</p> <p>③障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。</p> | <p>○虐待相談窓口、24時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置し、支援を実施する。</p> <p>○障がいのある方への虐待防止に向けた取組として、パンフレット配布及び相談窓口の情報提供などの啓発活動を実施する。</p> |
| ⑤ | 特別支援教育の推進 | <p>①保護者や地域住民等に対して特別支援学級等や障がいへの理解啓発を行い、障がいのあるなしに関わらず地域で子どもを育てるという意識を高めます。</p> <p>②子どもの多様性を尊重し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を推進します。</p> | <p>○学校だより等の広報活動や特別支援学級の地域交流学習などにより、日頃の学習や生活の様子の周知と理解を図る。</p> |

6 外国人

| | 具体的施策 | 施策の内容 | R4 事業計画 |
|---|--------------------|---|--|
| ① | 差別意識解消のための教育・啓発の推進 | <p>①外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。</p> <p>②益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。</p> <p>③「ヘイトスピーチ解消法」の内容の周知に努めるとともに、外国人に対する不当な差別的言動を解消するための教育・啓発を推進します。</p> | <p>○啓発ポスターやチラシ等で情報提供を行い、周知・啓発に努める。</p> <p>○外国人の人権についての研修会を開催する。</p> <p>○国際協力や交流、紛争、差別事象など機会を捉え適切な教育場面で触れていく。</p> |
| ② | 多文化共生社会づくりの推進 | <p>①地域に居住している外国人の方々を対象に、やさしい日本語を通して、基礎的な日常会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。</p> <p>②異文化に触れる機会の提供や、多文化理解のための講座等を実施します。</p> <p>③関係機関と連携し、外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報について多言語での提供に努めます。</p> | <p>○在日外国人を対象にした日本語学級を開催する。</p> <p>○多文化共生社会実現に向けた研修会を実施する。</p> <p>○外国人への生活情報を多言語での提供を行う。</p> |
| ③ | 外国にルーツを持つ児童生徒への支援 | <p>①対象児童生徒の実態に応じて、日本語支援員を配置し、授業の中で日本語の支援を行います。</p> | <p>○日本語支援員の配置と支援、成果の検証を行う。</p> |
| ④ | 外国人のための相談体制の充実 | <p>①在住外国人からの相談に対し相談しやすい体制づくりに努め、島根県外国人地域サポーターやしまね国際センター、地域のボランティア団体等関係機関との連携強化を図り相談者への適切な支援を行います。</p> <p>②行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。</p> | <p>○島根県外国人地域サポーターや関係機関と連携して相談体制の充実を図る。</p> <p>○必要に応じて、「外国人に関する無料法律相談」を紹介する。</p> |
| ⑤ | 外国人のための労働環境の整備 | <p>①外国人労働者がその能力を發揮しながら就労できるよう、国や県をはじめとして関係機関と連携を取りながら市内企業等における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労防止のための啓発を進めます。</p> | <p>○関係機関からのパンフレットなどを事業所に周知する。</p> |

7 ハンセン病回復者等とその家族及び感染症患者・感染者等

| | 具体的施策 | 施策の内容 | R4 事業計画 |
|---|--------------------|---|--|
| ① | 差別意識解消のための教育・啓発の推進 | <p>①ハンセン病回復者とその家族等への偏見や差別の解消を図るために、ハンセン病の正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための教育・啓発を行います。</p> <p>②H I Vや新型コロナウイルスをはじめとする感染症患者・感染者等に対する偏見や差別意識の解消のため、感染症に対する正しい知識の教育・啓発に努めます。</p> | <p>○ハンセン病に関する正しい知識の周知・啓発を行う。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症患者・感染者等に対する正しい知識の周知・啓発を行う。</p> <p>○教職員に向け、ハンセン病施設での研修や、「いのち・愛・人権」展への参加・活用を促す。</p> <p>○体育・保健体育科をはじめ、関連教科や領域で感染症への正しい理解を促す。</p> |

8 北朝鮮当局による拉致問題等

| | 具体的施策 | 施策の内容 | R4 事業計画 |
|---|------------|--|---|
| ① | 意識啓発・教育の推進 | <p>①国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。</p> <p>②学校において、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための教育を行います。</p> | <p>○「いのち・愛・人権」展を通して、益田ひろみさんをさがす会とともに拉致被害に関する人権啓発問題への関心を高める。</p> <p>○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための取組への支援を行う。</p> <p>○国や県に対して問題解決へ向けての要望を行う。</p> <p>○社会科の時間を中心に授業実践を行い、理解を深める。</p> |

9 犯罪被害者等

| | 具体的施策 | 施策の内容 | R4 事業計画 |
|---|----------|---|---------------------------|
| ① | 意識啓発の推進 | ①社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組みます。 | ○啓発チラシの配布や情報提供を行い、啓発に努める。 |
| ② | 関係機関との連携 | <p>①国、県、警察等関係機関と連携を図りながら、被害者等に対する支援を行います。</p> <p>②潜在化しやすい性犯罪被害などをはじめとする、犯罪被害者等への相談窓口の周知をとおし、相談しやすい環境づくりに努めます。</p> | ○研修会等を通じて、相談体制の充実を図る。 |

10 インターネットによる人権侵害

| | 具体的施策 | 施策の内容 | R4 事業計画 |
|---|----------|---|--|
| ① | 意識啓発の推進 | ①インターネットの利用に対し、人権擁護の視点に立った正しい知識の普及を図り、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。 | ○啓発チラシの配布や情報提供を通じて、正しい知識の普及・啓発に努める。 ○児童生徒、保護者向けの情報モラル教室を実施する。 ○一般市民を含めた幅広い層を対象に市情報モラル研修会を実施する。 |
| ② | 関係機関との連携 | ①法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見及び被害の拡大防止を図るとともに、相談窓口や相談機関等の周知に努めます。 | ○インターネットモニタリングを実施し、インターネットやSNS等による被害の拡大防止に努める。 |

11 性的指向・性自認等

| | 具体的施策 | 施策の内容 | R4 事業計画 |
|---|-----------------|---|--|
| ① | 意識啓発の推進 | ①性的指向、性自認について等、性の多様性についての理解を深めるために、各種講演や研修会の開催、啓発資料の配布等を通じて啓発の充実を図ります。 | ○性の多様性について理解を深めるために研修会や資料の配布を通じて正しい知識の普及・啓発に努める。 |
| ② | 性の多様性を尊重する教育の推進 | ①学校等において性の多様性についての理解を深めるための教育を行うとともに、子どもたちが不安に思うときに教職員等に相談しやすい環境づくりに取り組みます。 | ○相談窓口の周知徹底を図る。 ○スクールカウンセラーの活用を含めた教育相談の一層の充実を図る。 |

12 様々な人権課題

| | 人権課題 | R4 事業計画 |
|---|-------------|--|
| ① | アイヌの人々 | ○アイヌの人々への理解と認識が深まるよう広報・啓発に努める。 |
| ② | 刑を終えて出所した人 | ○次期益田市地域福祉計画に「再犯防止の推進（仮称）」を新たに盛り込み、罪を犯した人の社会復帰支援に努める。 |
| ③ | ホームレスに対する差別 | ○ホームレスとなった人への人権に配慮するとともに、地域住民の理解を得ながら支援に努める。 |
| ④ | 人身取引による人権侵害 | ○人身取引を防止するための理解と認識が深まるよう広報・啓発に努める。 |
| ⑤ | 災害に伴う人権問題 | ○災害時における外国人向けの「やさしい日本語」や多言語による災害情報の発信や、避難所等での支援についても関係機関と連携を図る。 |
| ⑥ | その他の人権課題 | ○この計画に掲げていない様々な人権課題や、新たに人権課題などに対して、様々な機会を通して偏見や差別をなくすための周知・啓発に努める。 |